

第8 予防行政の現況

主な内容

- 火災予防思想の普及
- 民間防火組織
- 自主防火体制
- 消防用設備等
- 表示・公表制度
- 消防設備士試験
- 消防設備士講習

第8 予防行政の現況

1 火災予防思想の普及

- (1) 秋季全国火災予防運動（毎年11月9日～15日）及び春季全国火災予防運動（3月1日～7日）

「消したかな」 あなたを守る 合言葉 （平成22年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和24年から春秋の2回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和28年以後、毎年11月26日から1週間、春の火災予防運動は昭和30年以後、消防記念日（3月7日）を中心に2月末日から2週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和62年度から設けられた「119番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう11月9日から11月15日まで、また、春の火災予防運動については、3月1日から3月7日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

- (2) 車両火災予防運動（3月1日～7日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (3) 全国山火事予防運動（3月1日～7日）

林野火災が例年晩秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (4) 文化財防火デー（1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和30年以来、毎年1月26日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなった。

- (5) 防火の日（毎月19日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和48年愛知県消防大会において「毎月19日は防火の日」とする旨決議され、昭和49年1月19日以来実施され、今日に至っている。

(6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」とし的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

2 民間防火組織

(1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年のころから火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉強させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長 消防庁長官）が設けられた。愛知県においては、昭和 30 年 4 月 1 日に支部規約を制定し、県防災局長が支部長となっている。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものの事例として、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、防火たこあげ大会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

県支部は、平成 22 年 5 月 1 日現在で、893 のクラブ、152,696 名のクラブ員を擁し、県消防学校一日入校（平成 22 年度は、7 月 28 日から 7 月 30 日の 3 日間実施し、約 1,400 名のクラブ員が入校した。）をはじめ防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協調を図ってクラブの育成向上に努めている。（統計資料第 6-8 表「平成 21 年度消防表彰受賞者（その 6）」及び統計資料第 8-1 表「少年消防クラブの状況」のとおり。）

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に火災予防の知識を養うことが必要であることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱い方法、消火器具の操作方法、防火講習会の開催等火災予防のための活動並びに研究を行っている。近年、特に消防団員が昼間留守がちであるため、初期消火等、女性による防火活動は重要な役割を果たしている。

県内には、平成 22 年 5 月 1 日現在 69,402 名のクラブ員を擁した 607 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会会長表彰又は愛知県消防協会会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

（統計資料第 6-8 表「平成 21 年度消防表彰受賞者（その 5）」及び統計資料第 8-2 表「婦人防火クラブの状況」のとおり。）

3 自主防火体制

(1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るためには、市町村の消防力の充実強化とともに、国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることができない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が30人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人福祉施設、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）又は収容人員が50人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和61年12月9日に消防法施行令が改正され、昭和62年4月1日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の2種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、特定防火対象物で300㎡以上または非特定防火対象物で500㎡以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成18年4月1日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数300人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に5年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和55年11月20日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者45名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和61年2月11日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

平成22年3月31日現在の防火管理実施状況は、統計資料第8-3表「防火管理実施状況（その1）」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は80.9%、また、消防計画作成届出率は74.3%となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

(2) 共同防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、管理について権原の分かれている一定の建物については、消防法で防火管理業務が統一的に行われるように共同防火管理を義務付けている。

共同防火管理制度は、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が一部改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から制度の強化が図られている。共同防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当し、これらの建物の各管理権原者は、共同防火管理協議会の設置、統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成等を協議して定めておかなければならないこととされている。

平成 22 年 3 月 31 日現在の共同防火管理実施状況は、統計資料第 8-3 表「防火管理実施状況（その 2）」に示すとおりである。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m²程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、平成 22 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、統計資料第 8-11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

4 消防用設備等

(1) 防火対象物の実態

平成 22 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1)項～(19)項に掲げるもので(17)項及び(18)項を除き延べ面積が 150 m²以上のもの）の数は、統計資料第 8-4 表「防火対象物数の状況」及び第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

(2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和 49 年 6 月 1 日に消防法が、また同年の 7 月 1 日及び 12 月 2 日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存遡及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和 62 年 6 月 6 日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和 62 年 10 月 2 日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和 63 年 4 月 1 日から施行されている。同様に、平成 2 年 3 月 18 日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成 2 年 12 月 1 日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成 14 年 8 月 2 日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成 15 年 10 月 1 日から施行されている。

ここ数年の施行令等の改正に関して、平成 19 年 1 月 20 日に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックスでの火災で多数の死傷者が発生したことをうけ、火災の際、その早期覚知・伝達を確実に、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となるカラオケボックスや個室ビデオ店は、平成 20 年 10

月 1 日付けで消防法施行令の一部が改正され、消防法施行令別表第一に(2) 項ニが新たに定められるとともに、カラオケボックス等は従前においては、300 m²以上で自動火災報知機の設置が義務付けられたいたが、平成 20 年 10 月 1 日以降はすべてのカラオケボックス等において設置が義務付けられた。

さらに、平成 18 年 1 月 8 日、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホームにおいて発生した火災による被害（入所者 7 名が死亡、3 名が負傷）を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の自力避難困難者が入所している小規模社会福祉施設について、防火安全対策を強化するため、平成 19 年 6 月 13 日に消防法施行令・消防法施行規則を改正し、新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備が義務付けられた。

(3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、統計資料第 8-7 表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半数にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導體制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進しなければならない。また、昭和 55 年 8 月 16 日に発生した、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災にかんがみ、昭和 56 年 1 月、消防法施行令が改正され、建築物の地階で連続して地下道に面し、使用形態上地下街に類似したいわゆる準地下街に対し、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置について地下街に準じた規制を行うとともに、消防用設備等に新たにガス漏れ火災警報設備が加えられ、併せて大規模な地下街、準地下街及び特定の建築物の地階についてもその設置が義務付けられた。

(4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

平成 22 年 3 月 31 日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、統計資料第 8-8 表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、全体で 48.8%と報告率はまだ低く、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

特に一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされており、消防設備点検資格者は、一定の受講資格を有する者で消防庁長官の指定講習を修了した者とされているが、この講習を実施する機関として昭和 50 年 8 月財団法人日本消防設備安全センターが設立され、当該指定講習のほか、消防用設備等の品質性能の自主管理、保守業務円滑化の推進、消防用設備等に関する情報の提供等の業務を実施し、消防用設備等の保守体制の確立に寄与することとされている。

愛知県においては、昭和 52 年 4 月(財)愛知県消防設備安全協会が設立され、上記指定講習を(財)日本消防設備安全センターからの委託により実施するほか、保守業務推進の啓発に努めている。

(5) 防災規制

防災物品の使用の現状

消防法第8条の3の規定により、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防災防火物品については、所定の防災性能を有するもの（防災物品）と定められている。

平成22年3月31日現在での県内の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、統計資料第8-9表「防災物品使用状況」に示すとおりである。

(6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等を検査する等の立入検査を行っている。

平成21年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、統計資料第8-6表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第5条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成14年4月26日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第3条、第5条第1項及び第5条第2項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

(7) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第7条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増設等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増設等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

なお、昭和59年2月21日に消防法施行令が改正され、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等、消防同意事務の簡素合理化が図られた。

平成 21 年度中の県内の消防同意事務処理件数は、統計資料第 8-10 表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和 55 年 11 月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和 56 年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度です。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「防火対象物定期点検報告制度」に基づく「防火優良認定証」及び「防火基準点検済証」の表示がされ、また、防火対象物定期点検報告対象外の旅館ホテル等については、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされています。

6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状の交付を受けた者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第 1 類～第 5 類）、乙種消防設備士試験（第 1 類～第 7 類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和 60 年度から知事が委任した(財)消防試験研究センターが実施しており、平成 21 年度は試験を 2 回実施したが、受験者数等は統計資料第 8-12 表「平成 21 年度消防設備士試験状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和 41 年度から平成 21 年度までの実施状況は、統計資料第 8-13 表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実にやり、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日から2年以内、それ以後は5年以内ごととされている。また、昭和57年度から(財)愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成9年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、平成21年度までに実施した講習の受講者は統計資料第8-14表「消防設備士講習実施状況」とおりである。

第8-1表 少年消防クラブの状況

22.5.1現在

区分 団体名	計		区分 団体名	計		区分 団体名	計	
	クラブ数	クラブ員数		組織数	クラブ員数		組織数	クラブ員数
県計	894	152,719	幸田町	9	1,158	衣浦東部 広域連合	64	17,875
※	(1)	(23)				碧南市	12	2,968
名古屋市	139	2,282	知多中部 広域事務組合	28	5,161	刈谷市	21	3,776
豊橋市	75	19,642	半田市	13	2,612	安城市	29	9,700
岡崎市	70	19,383	阿久比町	4	495	知立市		
一宮市	42	8,079	東浦町	7	1,129	高浜市	2	1,431
瀬戸市	10	2,212	武豊町	4	925	西春日井 広域事務組合	(1)	(23)
春日井市	54	991	海部東部 消防組合	6	1,003	清須市		
豊川市	26	3,748	あま市	5	837	北名古屋市	(1)	(23)
津島市	12	1,133				豊山町		
豊田市	101	20,716	大治町	1	166	設楽町		
西尾市	20	5,517	尾三 消防組合	32	8,778	東栄町		
蒲郡市	7	2,295	日進市	11	3,571	豊根村		
犬山市	14	2,099	東郷町	9	1,980			
常滑市	6	121	みよし市	12	3,227			
江南市	10	2,095	丹羽広域 事務組合	6	384			
小牧市	25	8,907	大口町	3	195			
稲沢市	23	549	扶桑町	3	189			
新城市	1	372	海部南部 消防組合	4	200			
東海市	18	5,236	弥富市	3	150			
大府市	8	1,340	飛島村	1	50			
知多市	15	4,358	幡豆郡 消防組合	6	1,346			
尾張旭市	3	613	一色町					
岩倉市			吉良町	6	1,346			
豊明市	12	174	幡豆町					
田原市	27	3,262	知多南部 消防組合	12	866			
愛西市	6	701						
長久手町			南知多町	6	370			
蟹江町	2	100	美浜町	6	496			

※ 全国少年消防クラブ運営指導協議会愛知県支部未加入(内数)

第8-2表 婦人防火クラブの状況

22.5.1現在

区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協 議会加入状況	区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協 議会加入状況
	組織数	人員			組織数	人員	
県計	607	69,402	25	丹羽広域事務組合	41	16,868	
名古屋	2	92	△	大口町			
豊橋	46	555	○	扶桑町	41	16,868	
岡崎	29	585	○	海部南部消防組合			
一宮	263	17,029	○	飛島村			
瀬戸	11	401	○	弥富町			
春日井				幡豆郡消防組合	1	51	
豊川	1	66	○	一色町			
津島	1	26	○	吉良町	1	51	○
豊田	13	303	○	幡豆町			
西尾	1	50		知多南部消防組合			
蒲郡	1	51	○	南知多町			
犬山	1	500	○	美浜町			
常滑	1	29	○	衣浦東部広域連合	50	1,891	
江南				碧南市	7	1,355	○
小牧	77	28,008	○	刈谷市	22	181	○
稲沢				安城市	21	355	○
新城	1	28	○	知立市			
東海				高浜市			
大府				西春日井広域事務組合	11	22	
知多	7	154		清須市	11	22	
尾張旭	1	90	○	北名古屋市			
岩倉	2	164	○	豊山町			
豊明	36	1,403	○	設楽町			
田原				東栄町	4	93	
愛西				豊根村			
長久手町	1	106	○				
蟹江町							
幸田町	1	27					
知多中部広域事務組合							
半田市							
阿久比町							
東浦町							
武豊町							
海部東部消防組合	2	485					
あま市	1	22	○				
大治町	1	463	○				
尾三消防組合	2	325					
日進市	1	152	○				
東郷町	1	173	○				
みよし市							

※ 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8-3表 防火管理実施状況(その1)

消防法第8条関係

22.3.31現在

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)		防火管理者 選任義務対 象者数(法第 8条第1項)	防火管理者選任状況		消防計画作成状況		
			選任届出数 (法第8条 第2項)	選任率 %	計画届出数 (規則第3 条第1項)	作成率 %	
1	イ	劇場・映画館	99	91	91.9	88	88.9
	ロ	公会堂・集会場	3,307	2,876	87.0	2,703	81.7
2	イ	キャバレー等	63	30	47.6	26	41.3
	ロ	遊技場	537	472	87.9	450	83.8
	ハ	風俗営業等	47	41	87.2	41	87.2
	ニ	カラオケボックス等	290	253	87.2	241	83.1
3	イ	待合・料理店	93	78	83.9	69	74.2
	ロ	飲食店	6,597	4,923	74.6	4,495	68.1
4		百貨店・店舗	6,271	4,682	74.7	4,235	67.5
5	イ	旅館・ホテル	1,071	1,008	94.1	982	91.7
	ロ	共同住宅	13,644	10,436	76.5	9,289	68.1
6	イ	病院・診療所	1,394	1,209	86.7	1,125	80.7
	ロ	老人短期入所施設等	925	874	94.5	845	91.4
	ハ	老人デイサービスセン ター等	2,115	2,020	95.5	1,923	90.9
	ニ	幼稚園等	534	523	97.9	503	94.2
7		学校	2,477	2,300	92.9	2,151	86.8
8		図書館	180	174	96.7	166	92.2
9	イ	蒸気・熱気浴場	47	43	91.5	42	89.4
	ロ	公衆浴場	118	115	97.5	106	89.8
10		停車場	27	23	85.2	23	85.2
11		神社・寺院	1,525	1,193	78.2	1,108	72.7
12	イ	工場・作業所	3,186	2,860	89.8	2,490	78.2
	ロ	映画スタジオ	4	4	100.0	4	100.0
13	イ	駐車場	48	38	79.2	26	54.2
	ロ	航空機格納庫	4	3	75.0	3	75.0
14		倉庫	520	435	83.7	378	72.7
15		事務所	4,770	4,077	85.5	3,800	79.7
16	イ	複合用途(特定)	14,043	10,864	77.4	10,054	71.6
	ロ	複合用途(非特定)	2,170	1,818	83.8	1,720	79.3
16の2		地下街	11	10	90.9	9	81.8
17		文化財	38	35	92.1	29	76.3
		計	66,155	53,508	80.9	49,124	74.3

第8-3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係

22.3.31現在

区分	項目	共同防火管理 実施対象数	協議事項届出状況	
			協議事項届出数	届出数 %
高層建築物		546	445	81.5
1	イ			
	ロ	6	6	100.0
2	イ	1	1	100.0
	ロ	3	3	100.0
	ハ	13	11	84.6
	ニ			
3	イ			
	ロ	108	100	92.6
4		28	27	96.4
5	イ	8	7	87.5
	ロ	161	78	48.4
6	イ	9	1	11.1
	ロ	6	5	83.3
	ハ	6	6	100.0
	ニ			
7				
8				
9	イ			
	ロ			
10				
11				
12	イ			
	ロ			
13	イ			
	ロ			
14				
15		111	92	82.9
16	イ	4,155	3,210	77.3
	ロ	585	430	73.5
16の2		10	10	100.0
16の3		1	1	100.0
合計		5,757	4,433	77.0

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6				7
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	
県計	232,911	156	3,503	92	690	63	274	138	6,062	9,489	1,581	72,818	3,371	1,229	2,679	876	7,621
地上5階以上のもの	27,223	7	44	2	31	23	9	2	126	142	469	16,466	293	137	22		510
地下を有するもの 及び地階のみのも	8,418	24	108	6	30	14	10	13	143	181	192	1,926	247	79	46	13	439
市計	215,838	148	3,136	88	642	62	251	128	5,635	8,788	1,192	67,784	3,118	1,140	2,420	844	7,179
地上5階以上のもの	26,553	7	44	2	30	23	9	2	126	141	415	16,000	283	132	21		503
地下を有するもの 及び地階のみのも	8,148	24	104	6	30	14	10	13	140	173	179	1,846	241	71	44	13	420
名古屋市	53,625	36	436	10	139	54	47	28	1,309	1,534	302	18,485	640	422	546	271	2,351
地上5階以上のもの	17,070	1	27		26	23	9	2	100	86	191	9,527	141	60	8		319
地下を有するもの 及び地階のみのも	5,498	7	39	2	15	13	8	11	91	83	104	1,445	120	42	19		273
豊橋市	14,236	12	234	8	52	1	18	8	495	717	54	4,467	222	46	141	55	423
地上5階以上のもの	823		1						10	14	19	436	19	1	1		32
地下を有するもの 及び地階のみのも	287	1	4	2	1		1	2	11	10	6	12	16	3	2		17
岡崎市	13,096	12	230	10	38		17	10	277	512	81	4,583	200	58	131	63	442
地上5階以上のもの	854	1	2	1	1				2	8	21	555	12	6	2		20
地下を有するもの 及び地階のみのも	345	1	5	1					7	10	8	66	10	3	3	4	19
一宮市	10,979	6	150	10	65	2	23	9	387	532	78	2,813	190	56	144	47	248
地上5階以上のもの	785	1	2						1	14	16	525	23	7	2		3
地下を有するもの 及び地階のみのも	68	2							2	6	4	6	5				
瀬戸市	4,878	3	52		8		5		71	155	11	972	49	16	44	14	169
地上5階以上のもの	271										2	215	8				4
地下を有するもの 及び地階のみのも	150		1		1				1	9	3	19	4			1	12
半田市	4,018	3	51	1	16		5	4	90	175	18	1,220	50	25	46	21	105
地上5階以上のもの	234										10	150	4	3	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	74	1	1						2	4		10	1	1			4
春日井市	10,298	2	132	4	20		18		218	397	19	3,935	165	53	99	47	296
地上5階以上のもの	944		1						2	4	10	715	8	9			13
地下を有するもの 及び地階のみのも	219		5						4	9	5	46	12	5	3	1	16
豊川市	6,685	6	135	2	27	1	5	8	149	344	46	1,925	99	29	86	20	192
地上5階以上のもの	184		1						1	1	10	121	7	3	2		1
地下を有するもの 及び地階のみのも	54	1		1	1				5	1	1	5	2	1	2		2
津島市	2,201	4	29		15		2	11	96	145	9	531	65	21	28	12	83
地上5階以上のもの	95									1	1	63	2	5			2
地下を有するもの 及び地階のみのも	18		1		1				1			1					1
碧南市	3,216	3	50		6		1		46	112	19	709	39	8	28	10	56
地上5階以上のもの	88		1								1	65	2				
地下を有するもの 及び地階のみのも	41	2	2						1		2	3	2				2

第8-4表 防火対象物数の状況

22.3.31現在

8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
	イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
308	57	182	226	3,408	40,176	20	2,408	30	22,145	21,678	21,631	9,786	11	1	180	22	
6	2		1	18	330	3	70		250	2,092	4,193	1,975					
47	8	3	92	172	225	6	114		108	1,820	1,864	472	11	1	4		
268	56	181	215	3,132	36,877	19	2,302	10	20,074	19,996	20,615	9,338	11	1	166	22	
6	2		1	18	313	3	69		238	2,065	4,145	1,955					
44	8	3	91	167	210	6	109		102	1,757	1,843	464	11	1	4		
46	22	93	132	750	4,482	9	990	3	3,242	5,228	8,526	3,449	9		26	8	
3				17	120	3	36		154	1,508	3,110	1,599					
13	5	2	87	104	68	6	61		54	1,001	1,457	356	9		3		
11	6	11		130	2,541	3	158		1,732	1,442	904	333		1	7	4	
					14		2		4	57	156	57					
3				6	4		8		5	80	78	14		1			
13	3	8	6	300	2,005		115		1,226	1,114	921	688			33		
1				1	12		1		3	73	100	32					
4				14	12		5		9	85	55	24					
7	3	19	3	209	2,652		49		945	980	871	466			14	1	
	2				13		1		15	47	87	26					
1							1		3	24	14						
14		5	2	69	1,541		68		523	402	405	276			1	3	
					4		1		7	22	8						
2				4	17		5		8	26	26	11					
3	2		3	33	687		55		546	534	235	89			1		
					2		1		2	11	33	17					
1					3		1		1	33	11						
4	1	5	3	75	1,820		84	1	1,020	743	771	355	1		10		
					15				9	37	89	32					
2				4	12		5		4	62	20	3	1				
4		3	3	88	1,732		63		766	472	353	121			6		
					6		2		1	8	10	10					
			1	5	3		1			13	7	2					
2		5		32	547		18		191	179	136	37			3		
					2				1	5	4	9					
1										11	1						
4		2		71	735		24		389	376	292	236					
					6				2	8	2	1					
2				2	2				1	14	4	2					

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6				7
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	
刈谷市	5,565	5	42	5	21	4	6		177	286	18	2,272	107	15	43	18	156
地上5階以上のもの	362	1							2		12	227	4	2			3
地下を有するもの 及び地階のみのも	123	1	4		3	1			1	6	3	13	11	2	2		2
豊田市	14,448	8	344	3	30		15	2	305	576	107	4,457	170	52	131	57	511
地上5階以上のもの	933		3						2	4	21	603	9	3			29
地下を有するもの 及び地階のみのも	425	1	16		3				4	14	12	61	21	1	5	3	24
安城市	5,597	6	76	5	9		13	6	121	226	16	1,965	69	18	64	29	152
地上5階以上のもの	485		1	1					2	2	12	348	3	4	1		3
地下を有するもの 及び地階のみのも	47		1		1					1	2	6	2				1
西尾市	4,946	3	72	1	10		4	2	93	210	12	1,023	58	28	27	5	112
地上5階以上のもの	98									2	5	59	2	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	2									1			1				
蒲郡市	2,895	7	100		9		4		78	146	125	608	44	16	38	3	92
地上5階以上のもの	121	1	1						1	2	33	57	1				5
地下を有するもの 及び地階のみのも	33	1	1							2	10	4	2	1	1		
犬山市	2,445	4	27		11		2		53	69	15	607	38	28	39	6	86
地上5階以上のもの	118		2							1	7	62	2	2			7
地下を有するもの 及び地階のみのも	74	1	3		1				2	2	5	5	2	2		1	8
常滑市	2,592	5	40		4				58	142	17	379	32	10	42	3	55
地上5階以上のもの	83	1									7	46	1				
地下を有するもの 及び地階のみのも	38	1	1								1	1	2	1	2		2
江南市	2,921	3	46	1	9		2	6	75	163	1	863	57	13	37	7	96
地上5階以上のもの	213											187	1	4			2
地下を有するもの 及び地階のみのも	24		2							1		3	1				1
小牧市	6,339	3	76		8		11		121	228	21	1,795	65	14	42	22	146
地上5階以上のもの	343									1	8	217	2	2	1		4
地下を有するもの 及び地階のみのも	86		3		1				1	3	2	8	2				4
稲沢市	4,277	3	89		16		5	13	133	204	16	1,080	84	35	59	8	159
地上5階以上のもの	254				1						6	180	5	2			2
地下を有するもの 及び地階のみのも	29											1	1				1
新城市	1,770	1	60	15	11			4	72	101	58	268	34	13	30	2	94
地上5階以上のもの	16											11	1				
地下を有するもの 及び地階のみのも	28	1	1						4			11			2		
東海市	4,132	3	57	2	18		6		127	203	13	1,357	67	13	33	11	93
地上5階以上のもの	313										3	244	4				3
地下を有するもの 及び地階のみのも	55		1							5		8	1	3	1		

第8-4表 防火対象物数の状況

22.3.31現在

8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
	イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
7	2	1	5	68	859		37		316	590	399	106					
			1		12		7		1	55	33	2					
	1			1	14		1		1	43	12	1					
23		4	11	233	2,402		208	2	913	1,526	1,463	888			2	5	
					16		8			73	116	46					
1				6	31		8		8	113	62	31					
3				60	1,267		48		564	405	329	145			1		
					4		3		2	22	57	20					
				3	5		1			15	7	2					
6	3			57	1,387		23		811	445	407	141			6		
					5		1			7	15	1					
4	1	2	3	50	812		20		326	173	185	48	1				
					1				1	5	10	3					
2					2					3	3		1				
47		1	1	53	422		19		236	244	250	172			15		
					2		1		2	4	18	8					
2				5	2		1			15	10	6			1		
7			12	70	896		21	2	377	318	78	23			1		
							1		1	16	7	3					
				1	4		1		1	19	1						
1		2	2	47	484		12		223	194	372	196			8	1	
					3				1	3	10	2					
			1						3	9	2	1					
4			4	57	1,345		37	1	1,175	594	373	196			1		
					15				17	19	40	17					
				5	4		4			32	14	3					
5	2		2	135	761		22		368	411	451	193			23		
					9					16	29	4					
				1	3					18	4						
10			3	42	465		20		101	184	150	29			3		
					1					1	2						
2										5	1	1					
2	1		3	45	682		44		350	590	308	104					
					3		1			21	22	12					
1				2	7		1			22	3						

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6				7
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	
大府市	3,316	1	46	1	6		4	1	82	130	9	1,124	48	29	24	5	55
地上5階以上のもの	150				2						2	107	2	2			2
地下を有するもの 及び地階のみのも	68		1						1	1		17	5	4			4
知多市	2,400		69		3			1	42	65	10	944	42	6	36	8	67
地上5階以上のもの	148										1	112	1				1
地下を有するもの 及び地階のみのも	48		3							1		11	1			1	1
知立市	2,590	1	47	1	19		9	8	142	248	13	1,150	46	9	27	6	61
地上5階以上のもの	215								1		2	172					5
地下を有するもの 及び地階のみのも	22	1			2		1		1	1		5	2				1
尾張旭市	2,239	1	32	1	6		5		56	101	3	830	43	15	30	7	60
地上5階以上のもの	175		1						1		2	135	2	2	1		2
地下を有するもの 及び地階のみのも	45									1		14	1			1	3
高浜市	1,787		12		8		2		35	73	3	601	20	9	19	9	47
地上5階以上のもの	55											37		1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	7		1														1
岩倉市	1,761		23	3	6		1	2	51	76	6	791	40	6	24	6	40
地上5階以上のもの	171										1	138	1	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	10											1					
豊明市	1,899	3	43		7		3		38	73	3	819	39	12	23	7	89
地上5階以上のもの	178	1									1	134	4	6			15
地下を有するもの 及び地階のみのも	46	2	1									21	4	1			3
日進市	2,016		29		12				153	143	8	791	61	22	43	8	114
地上5階以上のもの	198										1	144	4	2			10
地下を有するもの 及び地階のみのも	78		3							1	6	33	2				14
田原市	2,228		104	1	3		1		66	108	53	401	22	8	35	2	128
地上5階以上のもの	36										6	19	1				
地下を有するもの 及び地階のみのも	33		1								4	4	1	1			
愛西市	1,433	1	39	2	1		4		35	63	3	234	27	11	41	12	82
地上5階以上のもの	23										2	18					
地下を有するもの 及び地階のみのも	1		1														
清須市	2,678		23		8		3		72	76	2	804	48	6	53	2	60
地上5階以上のもの	130		1									83		2			2
地下を有するもの 及び地階のみのも	5		1									1					
北名古屋市	3,746		31	1	13		6		114	161	12	1,193	42	8	53	5	76
地上5階以上のもの	123										1	92	3	2	1		6
地下を有するもの 及び地階のみのも	14								1			1	1				2

第8-4表 防火対象物数の状況

22.3.31現在

8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
	イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
1	2	2		40	805		24		249	280	246	102					
					4					4	18	7					
	1			1	8		2			10	13						
3	2		2	43	295		22		160	311	200	69					
					15		1		12	2	1	2					
	1			1	2		1			21	4						
2	1	2	1	32	312		12		132	111	151	47					
					2		1			3	23	6					
										2	4	2					
2		2	2	27	307		8		133	156	303	109					
					2					7	19	1					
1			1	1	4					12	5	1					
3	1	1		8	474		7		195	120	100	40					
1					4				1	3	6	2					
1											4						
1		4		33	199		4		134	86	183	42					
					1				1	2	20	6					
										7	1	1					
2			2	23	211		9		117	128	181	67					
							1			2	14						
2					1		1			6	4						
5	3	1	3	23	135		10		73	203	132	44					
1										11	18	7					
		1		1			1		1	6	9						
7		1	1	61	403		19		302	335	119	48					
					4					4	2						
									1	17	2	2					
1		1	1	19	442		7		188	124	65	29			1		
											2	1					
7		4	1	33	623	1	4		429	188	155	76					
					9				3	8	18	4					
										3							
1		2		33	687		15	1	692	178	230	190			2		
					1				3	2	10	2					
1									1	6	1						

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6				7
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	
弥富市	2,242		35	1	2		1		44	73	7	429	28	4	23	2	50
地上5階以上のもの	55										1	36	1				1
地下を有するもの 及び地階のみのも	20												1				
みよし市	1,751	1	43		1				105	127	4	493	31	6	72	22	70
地上5階以上のもの	101								1			75	1		1		7
地下を有するもの 及び地階のみのも	25		1							1	1	4	5		2	1	2
あま市	2,593	2	32		5		3	5	49	94		866	37		39	12	63
地上5階以上のもの	108									1		85	2				
地下を有するもの 及び地階のみのも	8																
町村計	17,073	8	367	4	48	1	23	10	427	701	389	5,034	253	89	259	32	442
地上5階以上のもの	670				1					1	54	466	10	5	1		7
地下を有するもの 及び地階のみのも	270		4						3	8	13	80	6	8	2		19
東郷町	954		21		3	1	1		14	54	5	429	23	8	21	1	33
地上5階以上のもの	83										4	68	2	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも																	
長久手町	1,917		10		3		6		45	94		1,013	31	14	14	5	94
地上5階以上のもの	130									1		102	2	1			5
地下を有するもの 及び地階のみのも	137		1						1	7		54	1	4	1		16
豊山町	933	2	14		3				41	37	12	175	7	3	10	1	10
地上5階以上のもの	35										1	21	1				
地下を有するもの 及び地階のみのも																	
大口町	992		23				1		25	30	1	246	9	4	10	3	20
地上5階以上のもの	21											6	2	2			1
地下を有するもの 及び地階のみのも																	
扶桑町	1,072	2	22		1				36	46	1	360	21	7	13	1	27
地上5階以上のもの	10										1	6					
地下を有するもの 及び地階のみのも	3											1					
大治町	929		7		1		2		8	30	1	416	6		10	4	15
地上5階以上のもの	35										1	28			1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	9																

第8-4表 防火対象物数の状況

22.3.31現在

8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
	イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
1			2	32	509		23		375	350	156	94			1		
									2	3	7	4					
			1		1				1	15	1						
2	1		2	19	395	5			115	157	60	20					
					3					8	5						
2										5	1						
3				32	556	1	3		440	125	155	70			1		
					3					3	10	4					
					1					4	2	1					
40	1	1	11	276	3,299	1	106	20	2,071	1,682	1,016	448			14		
					17		1		12	27	48	20					
3			1	5	15		5		6	63	21	8					
				5	198		5		27	59	39	7					
										2	6						
7			6	12	81		20		87	188	112	75					
					1		1			5	6	6					
3			1	2	4		5		4	18	9	6					
2			1	7	193		16	20	226	67	59	27					
									1	6	3	2					
1				10	250		11		164	104	45	35					
					3				2	3	2						
1			1	14	205		3		84	82	93	52					
					1						2						
										1	1						
				5	145	1	2		153	53	50	20					
					1					2	1	1					
				1	1					7							

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6				7
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	
蟹江町	1,225		21		5		3	1	49	51	6	512	18	3	17	4	23
地上5階以上のもの	89				1						3	62	1				
地下を有するもの 及び地階のみのも	2																
飛鳥村	1,155	1	9							11	25	15	2	1	4		10
地上5階以上のもの	8											2					
地下を有するもの 及び地階のみのも	9								1	1							
阿久比町	509	2	22		2		4		17	33	1	151	18	6	15	1	21
地上5階以上のもの	33											32					
地下を有するもの 及び地階のみのも	5		1									1					1
東浦町	970		19		5		1	1	15	35		316	12	8	24	2	32
地上5階以上のもの	62											55					
地下を有するもの 及び地階のみのも	22											5		3			1
南知多町	989		25		4					36	35	232	116	10	6	8	11
地上5階以上のもの	55											29	18				
地下を有するもの 及び地階のみのも	29		2									14					
美浜町	773		24		3		2		35	38	28	334	9	3	10	1	10
地上5階以上のもの	13											2	8	1			1
地下を有するもの 及び地階のみのも	14								1		4						1
武豊町	1,296		15		6		1		20	40	13	384	16	7	22		27
地上5階以上のもの	52											2	37	1	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	17											1	4		1		
一色町	656		20		1		1	6	13	28	10	43	21	2	16	1	28
地上5階以上のもの	3											3					
地下を有するもの 及び地階のみのも	2												1	1			
吉良町	760		39	2	3			2	11	44	17	101	9	3	9		20
地上5階以上のもの	10											6	3				
地下を有するもの 及び地階のみのも	9											5					
幡豆町	234		22							11	4	13	20	5	2	3	8
地上5階以上のもの	4											2	1				
地下を有するもの 及び地階のみのも	6											4					
幸田町	1,348		30	2	5		1		31	65	7	389	26	4	38	8	31
地上5階以上のもの	27											3	14				
地下を有するもの 及び地階のみのも	6											4					

第8-4表 防火対象物数の状況

22.3.31現在

8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
	イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
2	1	1		16	224		5		67	65	93	37			1		
					1				2	1	12	6					
					1							1					
				13	355		7		414	231	28	29					
									5	1							
					1					6							
1				10	80		1		33	59	24	8					
										1							
										2							
2				16	218		5		89	121	31	18					
										2	4	1					
				1	3				1	7	1						
5				50	159		7		111	70	94	9			1		
					1				1		6						
				1	2					4	5	1					
3				32	81		2		27	52	66	12			1		
					1												
									1	6	1						
2			1	15	314		6		222	125	44	16					
					5					1	3	2					
					1					8	2						
3			1	10	191		1		133	59	38	27			3		
1				10	244		6		95	82	39	16			7		
										1							
										4							
2				4	54		1		39	29	12	5					
					1												
											2						
2			1	34	280		8		100	167	68	51					
					2				1	2	3	2					
					2												

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6				7
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	
設楽町	178		9		1				1	5	18	10	4	4	6		12
地上5階以上のもの																	
地下を有するもの 及び地階のみのも																	
東栄町	122	1	8		2				6	7	10	3	4	3	5		7
地上5階以上のもの																	
地下を有するもの 及び地階のみのも																	
豊根村	61		7						2		14	1	2	1	4		3
地上5階以上のもの																	
地下を有するもの 及び地階のみのも																	

第8-4表 防火対象物数の状況

22.3.31現在

8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
	イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
2				3	14					45	42	2					
3				10	9					12	30	2					
1					4					12	9				1		

第8-5表 中高層建築物数の状況

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階
県計	84,166	38,292	18,643	9,920	4,462	3,723	2,832	1,619	1,462	1,107	503
名古屋市	36,596	11,217	8,309	5,187	2,848	2,589	1,882	1,232	1,090	765	361
豊橋市	5,390	3,726	841	469	130	83	56	17	25	14	5
岡崎市	3,597	1,908	835	383	133	90	81	41	36	33	11
一宮市	3,357	1,828	743	314	131	87	101	36	49	28	14
瀬戸市	1,115	680	161	142	39	22	16	13	9	13	5
半田市	1,017	573	210	66	55	31	33	14	11	9	1
春日井市	3,284	1,607	733	520	129	86	86	21	24	41	14
豊川市	1,147	703	257	93	36	21	16	8	4	2	4
津島市	450	236	119	37	18	13	4	3	3	3	4
碧南市	630	430	112	58	10	7	4	4	1	2	
刈谷市	1,770	923	486	140	59	53	36	21	5	11	9
豊田市	3,694	1,867	894	403	155	115	93	32	39	29	14
安城市	1,803	858	460	180	67	60	56	25	24	15	10
西尾市	709	476	135	55	18	10	4	2	2	3	
蒲郡市	834	556	157	43	26	15	14	8	5	3	5
犬山市	630	374	138	50	33	10	11	3	7	3	
常滑市	419	263	73	30	14	9	11	9	1	2	1
江南市	808	432	163	152	14	10	5	7	6	3	1
小牧市	1,528	795	390	134	52	41	35	21	15	20	8
稲沢市	1,080	539	287	112	33	27	31	6	13	12	5
新城市	197	135	46	8	6	1	1				
東海市	1,340	659	368	168	49	39	15	12	7	7	2
大府市	800	490	160	59	19	29	12	6	3	5	1
知多市	630	354	128	100	21	10	6	2	3	5	
知立市	814	409	190	140	17	16	19	5	7	2	3
尾張旭市	769	432	162	49	39	34	26	4	2	10	4
高浜市	375	224	96	32	9	6	1	2	1	1	
岩倉市	606	305	130	101	17	14	10	10	6	2	2
豊明市	710	389	141	99	20	23	10	8	4	4	3
日進市	683	351	134	67	26	27	31	9	14	5	4
田原市	277	178	63	18	11	3	2	1		1	
愛西市	172	113	36	11	3	3	1		2	1	
清須市	917	542	245	56	28	18	13	3	4	3	2
北名古屋市	842	553	166	59	21	9	13	4	4	5	2
弥富市	302	195	52	13	18	7	8	1	4	3	
みよし市	417	232	84	41	18	8	17	3		9	2
あま市	631	379	144	38	23	16	12	4	5	8	
東郷町	246	133	30	45	5	7	17	1	2	3	1
長久手町	654	376	148	32	30	25	8	7	5	6	2
豊山町	204	122	47	15	2	7	4	2		4	
大口町	209	122	66	14	4	3					
扶桑町	179	129	40	4	2	2		1		1	
大治町	292	194	63	16	6	3	2	2		1	

第8-5表 中高層建築物数の状況

22.3.31現在(単位:棟)

13階	14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階以上
394	678	426	17	6	15	7	11	5	6	3	6	6	23
280	469	288	12	4	12	5	6	4	5	3	4	5	19
6	11	3	1		2								1
7	21	14	1				2						1
14	6	3			1		1	1					
3	6	6											
6	2	5		1									
10	6	7											
2	1												
	10												
2													
7	11	8	1										
13	18	21				1							
3	24	17					1		1		1	1	
1		2					1						
1						1							
		1											
2	2	2											
2	10	3											
2	10	3	1										1
4	5	5	1										
3	9	2											
4	5	7											
		1											
1	3	2											
2		5											
1	2												
2	4	2		1									
1	3	5											
2	8	4									1		
1	1												
1	2												
2	4												
	1												
1	2												
	1	1											
	1	1											
5	4	6											
	1												
1	4												

第8-5表 中高層建築物数の状況

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階
蟹江町	347	187	71	29	18	10	11	2	9	2	1
飛島村	95	70	17	6	2						
阿久比町	106	53	20	27	1	1		1	1	1	1
東浦町	205	110	33	31	10	7	5	1	1	4	1
南知多町	278	172	51	17	12	6	7	1	6	1	
美浜町	138	99	26	9	2	1		1			
武豊町	271	159	60	27	15	5	2	1	1		
一色町	126	101	22	2	1						
吉良町	123	92	21	5	3			1			
幡豆町	69	56	9		2	1	1				
幸田町	261	169	65	14	2	3	3	1	2	2	
設楽町	14	10	4								
東栄町	6	5	1								
豊根村	3	2	1								

第8-5表 中高層建築物数の状況

22.3.31現在(単位:棟)

13階	14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階以上
	5	2											
1	2												
1	3												1
	1												

第8-6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

22.3.31現在

防火対象物の区分	防火対象物数								立入検査	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査			
	総数	地上5階未満(地下のみを除く)	地上5階以上	小計	うち	うち	うち	地下のみ		検査を要する対象物	検査届出対象物 平成21年度中	検査済 平成21年度中	
					地下1階	地下2階	地下3階以上						
1	イ	156	149	7	156	22	2		79	134	16	6	
	ロ	3,503	3,459	44	3,503	102	5	1	1,058	1,781	132	89	
2	イ	92	90	2	92	6			27	31	1		
	ロ	690	659	31	690	27	3		486	565	23	8	
	ハ	63	40	23	63	13	1		120	36	2		
	ニ	274	265	9	274	9	1		354	208	27	18	
3	イ	138	136	2	138	13			33	87	1		
	ロ	6,062	5,935	126	6,061	138	4	1	2,436	2,165	108	75	
4		9,489	9,345	142	9,487	167	9	3	2	3,889	5,517	289	158
5	イ	1,581	1,112	469	1,581	168	22	2		787	1,184	67	51
	ロ	72,818	56,351	16,466	72,817	1,825	93	7	1	14,845	38,100	1,274	394
6	イ	3,371	3,078	293	3,371	231	16			861	2,300	168	76
	ロ	1,229	1,092	137	1,229	78		1		1,618	1,259	199	128
	ハ	2,679	2,657	22	2,679	44	1	1		1,621	1,870	112	76
	ニ	876	876		876	37				268	890	52	33
7		7,621	7,111	510	7,621	408	27	4		1,374	5,644	383	142
8		308	302	6	308	39	8			141	192	12	5
9	イ	57	55	2	57	8				35	53	2	1
	ロ	182	182		182	3				40	44	2	2
10		226	207	1	208	11	51	12	18	50	160	33	4
11		3,408	3,390	18	3,408	164	7	1		591	972	22	16
12	イ	40,176	39,842	330	40,172	208	9	4	4	6,999	20,472	655	350
	ロ	20	17	3	20	3	3			15	13	1	
13	イ	2,408	2,306	70	2,376	62	16	4	32	338	1,306	51	18
	ロ	30	30		30						61	6	6
14		22,145	21,895	250	22,145	106	2			3,716	10,138	241	122
15		21,678	19,579	2,092	21,671	1,518	218	77	7	4,409	9,796	627	239
16	イ	21,631	17,437	4,193	21,630	1,575	201	87	1	11,423	14,901	952	185
	ロ	9,786	7,809	1,975	9,784	435	28	7	2	2,197	3,171	139	38
16の2		11							11	84	10	3	
16の3		1							1		1		
17		180	180		180	3	1			89	56	2	
18		22	22		22					3	3		
19													
20									2				
合計		232,911	205,608	27,223	232,831	7,423	728	211	80	59,988	123,120	5,602	2,240

第8-7表 消防用設備等設置状況(その1)

22.3.31現在

防火 対象物 の区分	自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備						
	対象 物数	設置	うち 一部 違反	特例		経過 措置	違反	対象 物数	設置	うち 一部 違反	特例		違反	
				32条 適用	17条の 2の5等 適用						32条 適用	17条の 2の5等 適用		
1	イ	138	133		4		1	8	8					
	ロ	1,795	1,648	17	144		3	16	16					
2	イ	28	25	3			3	1	1					
	ロ	598	588	10	3		7	1	1					
	ハ	59	53	5	1		5							
	ニ	269	205	16	3		44	17						
3	イ	88	83	2	2		3							
	ロ	2,103	1,948	98	81		74	1	1					
4		5,510	5,267	144	92		151	39	38		1			
5	イ	1,284	1,267	86	2		15	22	22	1				
	ロ	35,767	22,540	274	12,932	257	38	5	5	1				
6	イ	2,188	2,101	33	63		24	62	61		1			
	ロ	1,280	1,215	15	4		59	2	18	18				
	ハ	2,023	2,011	25	5		7	6	6					
	ニ	781	778			9		1			2			
7		6,269	6,241	67	8	16	4	6	6					
8		206	205	2			1	1	1					
9	イ	45	45	2										
	ロ	32	31	1			1							
10		181	179		1	1								
11		394	364	12	1	23	6							
12	イ	19,701	16,756	536	577	1,268	1,100	2	2					
	ロ	11	11											
13	イ	1,179	1,017	49	151	2	9							
	ロ	31	27		3	1								
14		8,852	7,974	200	377	260	241							
15		7,701	7,421	325	195	63	22	19	19	1				
16	イ	11,737	8,754	271	2,169		28	786	181	179		1		1
	ロ	2,625	2,447	31	128	13	37	2	2	1				
16の2		11	11					10	10					
16の3		1	1					1	1					
17		201	157	4	23		21							
18														
19														
20														
合計		113,088	91,503	2,237	16,970	1,904	131	2,580	401	397	4	3		1

第8-7表 消防用設備等設置状況(その2)

22.3.31現在

防火 対象物 の区分	スプリンクラー設備								屋内消火栓設備						
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用						うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用		
1	イ	41	38		3			2	79	76		2		1	
	ロ	55	53		2			2	334	323	2	8		3	
2	イ	5	3					2	8	2				6	
	ロ	46	44	2	2			4	126	123	2			3	
	ハ								1					1	
	ニ	2	1				1		18	3				15	
3	イ								16	14	3	1		1	
	ロ	2	2						61	39	5	4		18	
4		450	441	7	2			7	8	642	529	12	18		95
5	イ	67	67	1					5	423	406	10	3		14
	ロ	1,392	165		1,226			1	1	9,022	1,464	17	7,505	36	17
6	イ	332	287	1	44			1	11	352	341	4	5		6
	ロ	858	681	7	7		164	6	8	90	85		4		1
	ハ	34	33	1	1					205	192	1	7		6
	ニ	6	6												100
7		25	25	1					4,266	4,248	30	9	6	3	
8		2	2						90	87		2		1	
9	イ	1	1						16	16	1				
	ロ								16	13		1		2	
10		79	79						112	106		5	1		
11		1	1						154	114		12	20	8	
12	イ	33	33						1	7,325	5,447	119	267	762	849
	ロ	1	1							6	6				
13	イ	5	5							12	10		1	1	
	ロ									3	3				
14		72	64		8				3	2,737	2,209	53	199	93	236
	ラック	29	28		1										
15		138	136	3	2				1	2,751	2,509	25	192	29	21
16	イ	697	628	46	18		45	6	12	1,249	1,089	35	105		55
	ロ	45	37	3	8				1	577	487	26	54	3	33
16の2		10	10	1						9	9	1			
16の3		1	1												
17										1	1				
18															
19															
20															
合計		4,400	2,844	73	1,323		210	23	59	30,801	20,044	346	8,409	951	1,397

第8-7表 消防用設備等設置状況(その3)

22.3.31現在

防火 対象物 の区分	漏電火災警報器					水噴霧消火設備等						
	対象物	設置	うち 一部 違反	特例		対象物	設置	うち 一部 違反	特例		違反	
				32条 適用	違反				32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	4	4			19	19					
	ロ	23	23			54	54	1				
2	イ	2	2			1	1					
	ロ	14	14			78	78	1				
	ハ	2	2			1	1					
	ニ	1	1			4	4	1				
3	イ	13	11			2	2				2	
	ロ	201	200	4		18	18				1	
4		44	42	4		400	399	6	1		2	
5	イ	99	98			146	142	3	1		3	
	ロ	799	757	3	1	41	1,540	1,534	13	4	2	
6	イ	44	41			3	113	113				
	ロ	25	25	1			43	43				
	ハ	59	59				9	9				
	ニ	19	19				1	1				
7		17	17			99	98	1	1			
8		5	5			21	21					
9	イ	8	8			4	4	1				
	ロ	76	75			1	2	2				
10						12	10		2			
11		51	47	2	4		14	14				
12	イ	215	211	1		4	899	872	3	7	7	13
	ロ						4	4				
13	イ						1,624	1,606	10	11	2	5
	ロ						21	18			3	
14		15	15			79	79	1				
15		52	52			1,215	1,199	5	12	2	2	
16	イ	174	169	9	1	4	910	907	28	1		2
	ロ	39	37	1		2	304	302	7			2
16の2						6	6	1				
16の3												
17		5	5			1	1					
18												
19												
20												
合計		2,006	1,939	25	6	61	7,644	7,561	82	40	14	29

第8-7表 消防用設備等設置状況(その4)

22.3.31現在

防火 対象物 の区分	非常警報設備						屋外消火栓設備					
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	113	107		6		6	6				
	ロ	2,314	1,977	15	326	11	4	4				
2	イ	47	31	1	12	4	1	1				
	ロ	362	351	1	2	9	1	1				
	ハ	12	10	1		2						
	ニ	74	70	2		4						
3	イ	17	15	1		2						
	ロ	3,608	3,506	88	18	84						
4		2,706	2,650	35	24	32	31	30	1	1		
5	イ	326	323	5	2	1	3	3				
	ロ	9,033	6,148	46	2,804	81	24	15		9		
6	イ	821	810	3	3	8	20	19		1		
	ロ	243	241	1	1		1	1				
	ハ	405	394		10	1	1	1				
	ニ	229	224	1	3	2	1	1				
7		3,021	2,998	23	6	17	41	38	1	3		
8		118	116			2	3	3				
9	イ	37	37	1								
	ロ	73	55		15	3	1	1				
10		44	44				1	1				
11		1,215	1,049	15	117	49	22	19		3		
12	イ	593	548	7	4	41	1,709	1,608	42	16	21	64
	ロ	2	2									
13	イ	33	31		1	1	6	6				
	ロ	1	1									
14		137	132	2		5	669	650	7	7	2	10
15		2,918	2,831	17	43	44	192	182		9		1
16	イ	5,237	4,987	178	53	197	27	24	1	2		1
	ロ	773	726	23	15	32	43	42				1
16の2		11	11	1								
16の3		1	1									
17		15	15				4	4				
18												
19												
20												
合計		34,539	30,441	467	3,465	633	2,811	2,660	52	51	23	77

第8-7表 消防用設備等設置状況(その5)

22.3.31現在

防火 対象物 の区分	誘導灯					非常コンセント設備					
	対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	17条の 2の5 等適用	違反
1	イ	143	138	1	4	1	1	1			
	ロ	3,047	2,835	29	206	6	2	2			
2	イ	73	69	5	1	3					
	ロ	703	693	6	4	6	1	1			
	ハ	80	73	10		7					
	ニ	272	268	20	1	3	1	1			
3	イ	118	111	2		7					
	ロ	6,716	6,583	194	54	79					
4		9,062	8,886	167	51	125	5	5			
5	イ	1,510	1,499	57	9	2	49	49	1		
	ロ	4,930	3,429	46	1,489	12	2,782	2,781	13	1	
6	イ	3,273	3,260	35	4	9	19	19			
	ロ	1,301	1,271	5	17	13	1	1			
	ハ	2,275	2,211	8	43	21	2	2			
	ニ	768	755	5	11	2					
7		1,121	1,104	50	8	9	19	19			
8		144	143	2		1	1	1			
9	イ	59	59	1							
	ロ	84	82		1	1					
10		132	131		1		9	9			
11		295	278	5	15	2					
12	イ	3,847	3,430	64	103	314					
	ロ	12	12								
13	イ	495	475	6	15	5	2	2	1		
	ロ	8	8								
14		2,659	2,324	38	172	163	1	1			
15		5,828	5,636	45	141	51	100	100			
16	イ	14,626	14,257	584	198	171	207	207	8		
	ロ	1,830	1,764	62	32	34	69	69	1		
16の2		11	11	1			7	6	1		
16の3		1	1								
17		4	3		1		1	1			
18											
19											
20											
合計		65,427	61,799	1,448	2,581	1,047	3,279	3,277	24	2	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その6)

22.3.31現在

防火 対象物 の区分	避難器具						排煙設備					
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ	23	22		1		9	9				
	ロ	526	492	1	31		18	17		1		
2	イ	14	13			1	1	1				
	ロ	181	176	2	1	4	18	17	1	1		
	ハ	46	44	6		2						
	ニ	91	86	5		5						
3	イ	44	43	1		1						
	ロ	1,241	1,179	69	3	59						
4		485	461	15	4		243	220	2	17		6
5	イ	572	560	18	2	10						
	ロ	20,524	19,901	258	577	46						
6	イ	618	611	5	6	1						
	ロ	349	345	1	3	1						
	ハ	526	503	2	20	3						
	ニ	350	337	5	8	5						
7		2,622	2,608	20	9	5						
8		31	30			1						
9	イ	8	8	1								
	ロ	7	7									
10		1	1				60	58		2		
11		129	127	1	1	1						
12	イ	420	411	2		9						
	ロ	4	4									
13	イ	4	4				27	23	1	3		1
	ロ	1	1									
14		178	175	2	1	2						
15		2,250	2,231	28	1	18						
16	イ	4,530	4,417	235	33	80	213	201	2	8		4
	ロ	1,429	1,399	85	7	23	13	12		1		
16の2							6	4		2		
16の3												
17		2	1		1							
18												
19												
20												
合計		37,206	36,197	762	709	300	608	562	6	35		11

第8-7表 消防用設備等設置状況(その7)

22.3.31現在

防火 対象物 の区分	連結散水設備						連結送水管						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1			1		9	9					
	ロ	3	2		1		20	20	1				
2	イ												
	ロ	1	1				21	21	1				
	ハ						4	4					
	ニ						4	4					
3	イ												
	ロ						31	31	1				
4		8	4		4		87	87					
5	イ	5	3		2		274	274	6				
	ロ	80	41	2	39		9,136	9,131	108	5			
6	イ	7	5		2		163	163	3				
	ロ						46	46					
	ハ	2	1		1		7	7					
	ニ												
7		46	30		15	1	273	273	3				
8		11	9		2		3	3					
9	イ												
	ロ												
10		22	8		11		13	13				3	
11		4	2		2		6	6					
12	イ	17	16		1		143	138		4	1		
	ロ	1	1				3	3					
13	イ	5	3		2		89	89	2				
	ロ												
14		2	2	1			105	102	1			3	
15		192	134		53	2	3	1,142	1,137	13	4		1
16	イ	43	30		12		1	1,435	1,433	88	2		
	ロ	18	14	1	3		1	715	714	44			1
16の2							7	7	1				
16の3													
17													
18							24	20		4			
19													
20													
合計		468	306	4	151	3	8	13,760	13,735	272	19	1	5

第8-7表 消防用設備等設置状況(その8)

22.3.31現在

防火 対象物 の区分	動力消防ポンプ設備						消防用水						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1	1				8	8					
	ロ						3	3					
2	イ						1	1					
	ロ						4	4					
	ハ												
	ニ												
3	イ												
	ロ	1	1										
4		3	3				64	64	1				
5	イ	4	3			1	3	3					
	ロ	3	2		1		49	49					
6	イ	3	3				33	33					
	ロ						4	4					
	ハ												
	ニ												
7		1	1				38	27		11			
8													
9	イ												
	ロ												
10							1	1					
11							1	1					
12	イ	827	825	7	1	1	852	834	11	2	5	11	
	ロ						6	6					
13	イ	4	4				35	35					
	ロ						1	1					
14		149	147	1		1	143	141		2			
15		136	135				160	155		3		2	
16	イ	8	6		2		93	92				1	
	ロ	12	12				34	34					
16の2													
16の3													
17		3	3										
18													
19													
20													
合計		1,155	1,146	8	4	2	3	1,533	1,496	12	18	5	14

第8-7表 消防用設備等設置状況(その9)

22.3.31現在

防火 対象物 の区分	非常電源						
	設置済				既存 不適合	違反	
	専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのうち いずれかの設置義 務のあるもの	B、C、Dのうちい ずれかの設置義務 のあるもの
1	イ	9	77	3	1		
	ロ	32	287	25			1 4
2	イ		1				3
	ロ	13	126	8			2 5
	ハ	2					
	ニ	2	2				6 2
3	イ	7	5				2
	ロ	39	26	5			7 1
4		101	784	44			55 23
5	イ	45	366	42			9 7
	ロ	2,859	174	122	55		21 6
6	イ	38	440	49			2 4
	ロ	38	560	24			
	ハ	105	119	11			2
	ニ	20	61	3			
7		3,211	143	28	72		5
8		43	26	9			
9	イ	1	11	1			
	ロ	9	2				2
10		78	7	9			
11		60	20	4	5		4
12	イ	4,114	343	119	398		611 4
	ロ	2	4	3			
13	イ	197	72	208			3
	ロ	6	6	8			
14		1,785	82	22	120		156 2
15		1,588	724	505	41		23
16	イ	554	1,154	241			24 19
	ロ	466	63	58	1		25
16の2		5	10	5			
16の3			1				
17		3	4	2			
18							
19							
20							
合計		15,432	5,700	1,558	1 692		963 82

第8-8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

22.3.31現在

防火対象物の区分	点検を要する防火対象物					報告済防火対象物					点検指定対象物						
	総数	1,000㎡未満	特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	総数	1,000㎡未満	特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	要点検対象物			報告済対象物			
											1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等	
1	イ	160	58	1	102	1	113	31	1	82	1	102	1	1	82	1	1
	ロ	3700	3189	14	511	16	2105	1705	10	400	10	511	16	14	400	10	10
2	イ	83	77	4	6		11	11	2			6		4			2
	ロ	718	441	6	277	6	416	193	5	223	5	277	6	6	223	5	5
	ハ	76	75	35	1	1	49	49	24			1	1	35			24
	ニ	275	244	12	31	2	151	131	10	20	1	31	2	12	20	1	10
3	イ	136	124	6	12	3	41	35	4	6	2	12	3	6	6	2	4
	ロ	6834	6747	286	87	7	2052	1993	120	59	4	87	7	286	59	4	120
4		9833	8142	160	1691	71	3922	2691	63	1231	41	1691	71	160	1231	41	63
5	イ	1569	900	155	669	89	995	495	109	500	68	669	89	155	500	68	109
	ロ	73328	52861		20467		40113	25087		15026		19832			14641		
6	イ	3428	2629	55	799	70	1707	1054	38	653	53	799	70	55	653	53	38
	ロ	1280	660	27	620	27	1021	488	20	533	22	620	27	27	533	22	20
	ハ	2725	2157	24	568	5	2163	1691	20	472	2	568	5	24	472	2	20
	ニ	883	547	12	336	11	681	400	10	281	8	336	11	12	281	8	10
7		7468	2635		4833		6276	2105		4171		4646			4007		
8		295	159		136		243	124		119		131			114		
9	イ	59	27		32		32	13		19		32			19		
	ロ	190	171		19		81	69		12		18			12		
10		223	107		116		178	69		109		116			109		
11		3120	2826		294		1136	912		224		285			219		
12	イ	40232	29534		10698		15969	9175		6794		10130			6384		
	ロ	17	10		7		13	7		6		7			6		
13	イ	2340	1473		867		1394	802		592		841			580		
	ロ	31	10		21		14	7		7		21			7		
14		22207	17902		4305		8426	5743		2683		4114			2578		
15		20153	14406		5747		11497	7114		4383		5478			4253		
16	イ	17240	13829	286	3411	99	6522	4116	175	2406	65	3411	99	286	2406	65	175
	ロ	7524	5923		1601		2986	1786		1200		1559			1168		
16の2		11	5		6		11	5		6		6			6		
16の3		1			1							1					
17		217	208		9		155	148		7		9			7		
18		21	14		7		6			6		7			6		
19																	
20																	
特定防火対象物計		48128	39304	1071	8824	397	21311	14701	601	6610	274	8824	397	1071	6610	274	601
非特定防火対象物計		177366	128239		49127		88487	53148		35339		47194			34091		
合計		226377	168090	1083	58287	408	110479	68249	611	42230	282	56354	408	1083	40982	282	611

※ 特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。

第8-9表 防災物品使用状況

22.3.31現在

防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン等				じゅうたん等				合 板				
		防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	
		防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			
1	イ	156	111	2	41	2	95	3	54	4	29	1	117	9
	ロ	3,398	2,104	181	968	145	1,193	143	1,851	211	180	24	2,931	263
2	イ	90	42	12	32	4	29	10	47	4	15	1	68	6
	ロ	679	279	32	349	19	174	29	461	15	24	3	624	28
	ハ	65	37	1	27		36		29		1		64	
	ニ	264	94	18	144	8	72	13	169	10	22	1	226	15
3	イ	139	65	17	56	1	52	10	77		7		128	4
	ロ	5,866	2,519	337	2,759	251	1,207	285	4,030	344	228	52	5,246	340
4		9,093	2,781	340	5,512	460	1,442	351	6,701	599	455	54	7,964	620
5	イ	1,517	1,111	186	160	60	953	163	329	72	73	46	1,297	101
6	イ	3,253	2,217	168	757	111	1,122	143	1,857	131	177	24	2,862	190
	ロ	1,288	977	74	197	40	626	55	569	38	114	4	1,113	57
	ハ	2,595	1,885	140	446	124	1,173	131	1,130	161	150	30	2,174	241
	ニ	839	634	38	151	16	403	31	380	25	47	16	714	62
9	イ	55	35	6	12	2	31	2	21	1			54	1
12	ロ	133	9		5	119	5		9	119	5		9	119
16	イ	19,550	7,430	840	10,556	724	4,981	813	13,045	711	887	65	17,783	815
	ロ	205	19	5	171	10	13	1	180	11	3	1	190	11
16の2		11	10		1		9		1	1	9		2	
16の3		1	1				1						1	
高層建築物		3,361	1,375	71	1,828	87	1,095	72	2,108	86	222	6	3,037	96
工事中の建築物等		1,653	152			1,501								
合計		54,211	23,887	2,468	24,172	3,684	14,712	2,255	33,048	2,543	2,648	328	46,604	2,978

第8-10表 建築同意事務処理状況

平成21年4月1日～平成22年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意 件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	9,474	2,755	12,229					12,229
増築	1,620	643	2,263					2,263
改築	6	12	18					18
移転	4	1	5					5
修繕	2	4	6					6
模様替	2	3	5					5
用途変更	22	26	48					48
その他	138	11	149					149
合計	11,268	3,455	14,723					14,723

第8-11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

22.3.31現在

防火 対象物 の区分	該当防火対象物数				点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数		
	第1号該当		第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	
		複数 権原		複数 権原									
1	イ	84	1	1		21	1	35		24	1	23	
	ロ	998	7	14		432	5	235	4	448	6	109	3
2	イ	1		3		1	1			1	1		
	ロ	257	8	7		163	1	10		178	2	9	
	ハ			27	9		20				29		
	ニ	28	1	19		15	7			15	8		
3	イ	4	1	6		1	2	1	1	1	2	2	
	ロ	40	8	223	13	13	59	2	3	31	90	1	3
4		821	50	169	2	425	48	166	4	482	51	126	3
5	イ	113	8	215	1	58	76	24	35	65	76	23	30
6	イ	181	4	77	2	92	26	47	23	94	30	28	18
	ロ	23	1	34	1	12	21	6	2	12	21	4	2
	ハ	57		24	1	26	14	14	6	28	14	9	5
	ニ	104		17		44	10	21	2	44	10	12	2
9	イ	30	2	1		15		1		17		1	
16	イ	1,457	657	412	242	560	107	255	22	3,943	507	1,436	30
16の2		4	4							86		396	
合計		4,202	752	1,249	271	1,878	398	817	102	5,469	848	2,179	96

第8-12表 平成21年度消防設備士試験状況

消防設備士 試験の区分		試 験 申請者数 (ア)	試 験 受検者数 (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格	
				合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	最 終 合格率
				(ウ)	(ウ)/(イ)	(エ)	(エ)/(ウ)	(オ)	(オ)/(イ)
甲 種	特類	60	54	5	9.3			5	9.3
	第1類	641	525	221	42.1	113	51.1	113	21.5
	第2類	121	103	62	60.2	47	75.8	47	45.6
	第3類	134	107	55	51.4	26	47.3	26	24.3
	第4類	1,032	858	460	53.6	336	73.0	336	39.2
	第5類	128	117	57	48.7	23	40.4	23	19.7
	小計	2,116	1,764	860	48.8	545	63.4	550	31.2
乙 類	第1類	149	122	60	49.2	44	73.3	44	36.1
	第2類	37	34	17	50.0	11	64.7	11	32.4
	第3類	36	32	17	53.1	13	76.5	13	40.6
	第4類	445	383	251	65.5	138	55.0	138	36.0
	第5類	54	50	30	60.0	20	66.7	20	40.0
	第6類	1,196	1,053	603	57.3	337	55.9	337	32.0
	第7類	134	127	107	84.3	35	72.9	94	74.0
	小計	2,051	1,801	1,085	60.2	598	55.1	657	36.5
合 計		4,167	3,565	1,945	54.6	1,143	58.8	1,207	33.9

第8-13表 年度別消防

年度	区分 種別	合計	甲 種						
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
41 5 16	申請者数	130,280	68,661		22,896	4,893	4,906	33,025	2,941
	受験者数	114,021	59,328		19,428	4,252	4,172	28,856	2,620
	合格者数	46,779	22,441		6,186	1,991	1,616	11,537	1,111
	合格率	41.0	37.8		31.8	46.8	38.7	40.0	42.4
	免状交付数	46,552	22,355		6,165	1,985	1,613	11,489	1,103
17	申請者数	3,106	1,577	79	487	77	84	734	116
	受験者数	2,574	1,274	73	372	62	66	601	100
	合格者数	838	368	11	47	22	27	224	37
	合格率	32.6	28.9	15.1	12.6	35.5	40.9	37.3	37.0
	免状交付数	826	359	10	47	21	27	219	35
18	申請者数	3,036	1,458	70	501	73	95	626	93
	受験者数	2,591	1,211	63	402	60	79	528	79
	合格者数	815	317	11	90	25	32	139	20
	合格率	31.5	26.2	17.5	22.4	41.7	40.5	26.3	25.3
	免状交付数	801	310	11	88	25	30	137	19
19	申請者数	3,235	1,552	66	509	80	101	687	109
	受験者数	2,744	1,280	60	404	67	89	563	97
	合格者数	855	333	6	114	34	27	111	41
	合格率	31.2	26.0	10.0	28.2	50.7	30.3	19.7	42.3
	免状交付数	835	327	6	113	33	27	108	40
20	申請者数	3,410	1,725	70	489	84	114	860	108
	受験者数	2,930	1,440	60	398	73	94	727	88
	合格者数	1,054	388	15	106	31	32	181	23
	合格率	36.0	26.9	25.0	26.6	42.5	34.0	24.9	26.1
	免状交付数	1,027	374	12	103	32	32	172	23
21	申請者数	4,167	2,116	60	641	121	134	1,032	128
	受験者数	3,565	1,764	54	525	103	107	858	117
	合格者数	1,207	550	5	113	47	26	336	23
	合格率	33.9	31.2	9.3	21.5	45.6	24.3	39.2	19.7
	免状交付数	1,192	544	4	113	46	26	332	23
累計	申請者数	147,234	77,089	345	25,523	5,328	5,434	36,964	3,495
	受験者数	128,425	66,297	310	21,529	4,617	4,607	32,133	3,101
	合格者数	51,548	24,397	48	6,656	2,150	1,760	12,528	1,255
	合格率	40.1	36.8	15.5	30.9	46.6	38.2	39.0	40.5
	免状交付数	51,233	24,269	43	6,629	2,142	1,755	12,457	1,243

設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成21年度)

乙 種								試験日
小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	
61,619	5,989	1,668	2,102	9,499	1,665	25,118	15,578	
54,693	5,364	1,498	1,895	8,195	1,494	22,440	13,807	
24,338	1,711	519	568	2,877	683	9,535	8,445	
44.5	31.9	34.6	30.0	35.1	45.7	42.5	61.2	
24,197	1,704	514	565	2,830	679	9,502	8,403	
1,529	138	36	38	334	37	815	131	(財)消防試験研究センターに委任
1,300	116	31	35	261	31	716	110	
470	20	6	9	95	15	259	66	
36.2	17.2	19.4	25.7	36.4	48.4	36.2	60.0	H17.9.4
467	20	6	9	94	15	257	66	H17.9.11
1,578	161	24	45	347	57	788	156	(財)消防試験研究センターに委任
1,380	146	20	38	287	49	697	143	
498	55	8	8	81	21	234	91	
36.1	37.7	40.0	21.1	28.2	42.9	33.6	63.6	H18.9.3
491	55	8	7	80	21	229	91	H18.9.10
1,683	146	33	34	334	52	975	109	(財)消防試験研究センターに委任
1,464	131	31	32	279	45	841	105	
522	36	7	8	85	12	307	67	
35.7	27.5	22.6	25.0	30.5	26.7	36.5	63.8	H19.9.2
508	35	7	8	83	12	298	65	H19.9.9
1,685	133	37	40	373	58	932	112	(財)消防試験研究センターに委任
1,490	113	34	34	328	56	829	96	
666	44	14	9	136	33	360	70	
44.7	38.9	41.2	26.5	41.5	58.9	43.4	72.9	H20.8.31
653	45	14	9	134	31	352	68	H20.9.7
2,051	149	37	36	445	54	1,196	134	(財)消防試験研究センターに委任
1,801	122	34	32	383	50	1,053	127	
657	44	11	13	138	20	337	94	
36.5	36.1	32.4	40.6	36.0	40.0	32.0	74.0	H21.9.6
648	44	10	13	137	19	333	92	H21.9.13
70,145	6,716	1,835	2,295	11,332	1,923	29,824	16,220	
62,128	5,992	1,648	2,066	9,733	1,725	26,576	14,388	
27,151	1,910	565	615	3,412	784	11,032	8,833	
43.7	31.9	34.3	29.8	35.1	45.4	41.5	61.4	
26,964	1,903	559	611	3,358	777	10,971	8,785	

第8-14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年度	区 分	講習実施区分					計
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
50	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
51	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
58	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～20年度

年度	区分	講習実施区分			
		消火設備	警報設備	避難設備	計
9～12	受講申請者数	4,058	5,788	3,658	13,504
	受講者数	3,977	5,665	3,608	13,250
	欠席者数	81	123	50	254
13	受講申請者数	971	1,829	999	3,799
	受講者数	949	1,784	991	3,724
	欠席者数	22	45	8	75
14	受講申請者数	966	1,360	1,015	3,341
	受講者数	945	1,338	995	3,278
	欠席者数	21	22	20	63
15	受講申請者数	831	1,192	835	2,858
	受講者数	816	1,171	827	2,814
	欠席者数	15	21	8	44
16	受講申請者数	1,019	1,347	1,120	3,486
	受講者数	999	1,330	1,105	3,434
	欠席者数	20	17	15	52
17	受講申請者数	1,214	1,802	974	3,990
	受講者数	1,181	1,767	957	3,905
	欠席者数	33	35	17	85
18	受講申請者数	936	1,724	1,078	3,738
	受講者数	914	1,684	1,061	3,659
	欠席者数	22	40	17	79
19	受講申請者数	894	1,443	1,077	3,414
	受講者数	883	1,419	1,064	3,366
	欠席者数	11	24	13	48
20	受講申請者数	822	1,209	875	2,906
	受講者数	809	1,189	860	2,858
	欠席者数	13	20	15	48
21	受講申請者数	1,087	1,364	1,187	3,638
	受講者数	1,059	1,345	1,167	3,571
	欠席者数	28	19	20	67
累 計	受講申請者数	12,798	19,058	12,818	44,674
	受講者数	12,532	18,692	12,635	43,859
	欠席者数	266	366	183	815